

公立大学法人滋賀県立大学公式ウェブサイト再構築・保守業務委託契約書（案）

公立大学法人滋賀県立大学理事長 大田 啓一（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により、公立大学法人滋賀県立大学公式ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）再構築・保守業務委託に係る契約を締結する。

（業務内容）

第1条 委託業務の内容等は、別紙の「公立大学法人滋賀県立大学公式ウェブサイト再構築・保守業務委託仕様書」に定めるところによる。

（委託期間）

第2条 契約期間は、契約締結の日より平成31年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、総額 金 円（うち消費税額および地方消費税額は 円）とし、各会計年度（当年4月1日（ただし平成26年度は契約締結の日）から翌年3月31日まで）における委託料の支払額は次の各号のとおりとする。

- (1) 平成26年度 金 円（消費税額および地方消費税額を含む）
- (2) 平成27年度 金 円（消費税額および地方消費税額を含む）
- (3) 平成28年度 金 円（消費税額および地方消費税額を含む）
- (4) 平成29年度 金 円（消費税額および地方消費税額を含む）
- (5) 平成30年度 金 円（消費税額および地方消費税額を含む）

2 前項の消費税額および地方消費税額は、消費税法第28条第1項および第29条ならびに地方税法第72条の82および第72条の83の規定に基づき、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。ただし、消費税法および地方消費税法の改正に伴い、改正税率が適用される部分については、相当額を増額する。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、金 円とする。

（再委託の禁止）

第5条 乙は、本契約に基づく委託業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲より書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、甲に対し再委託の承諾を求める場合は、再委託の理由、再委託先、再委託する業務の内容、再委託先が扱う情報その他再委託先に対する管理方法等を記載した文書を甲に提出しなければならない。

3 乙は、再委託に係る甲の承諾を得た場合は、甲に対し再委託先の行為について全責任を負う

ものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 乙は、本契約の存続中、本契約から生じる権利義務を第三者に譲渡し、承継し、または担保に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(システムの構築)

第7条 乙は、システムの構築を完了の上、平成27年2月28日までに完了届出書および成果物（以下「成果物等」と言う。）を甲に提出しなければならない。

(システムの検査および引渡し)

第8条 甲は、乙から前条に定める成果物等の提出を受けた日から起算して10日以内にその内容を検査するものとする。

2 システムの引渡しは、乙が甲による前項の検査に合格したときに行われたものとする。

(システムの保守)

第9条 乙は、前条第2項に定めるシステムの引渡し後、第2条に定める契約期間の満了日までの間、自己の負担においてシステムの保守を行うものとする。

(システムの保守にかかる検査)

第10条 乙は、各年度終了後遅滞なく、甲に対し前条に定めるシステムの保守にかかる年間業務報告書を甲に提出し、甲の検査を受けなければならない。

(委託料の請求および支払)

第11条 乙は、前条に定める甲の検査に合格したときは、第3条第1項各号の区分に従い、甲に対し当該年度にかかる委託料を請求するものとする。

2 甲は、乙より前項に定める請求書を受理した日の翌月末までに、乙に対し委託料を支払わなければならない。

(委託料の支払遅滞にかかる損害金)

第12条 甲の責めに帰すべき事由により前条第2項に定める委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、当該年度にかかる未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.9パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(瑕疵担保責任)

第13条 甲は、委託業務の内容に瑕疵があるときは、乙に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補請求し、または修補に代え、もしくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

(契約内容の変更)

第14条 甲は、必要のあるときはこの契約の内容を変更することができる。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けるときは、甲はその損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の損害賠償額は、甲乙協議してこれを定める。

(事情変更による契約内容の変更)

第15条 契約締結後において、天変事変その他不測の事態に基づく経済状態の激変により、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、甲または乙は、その実情に応じ相手方と協議の上、契約金額、契約期間その他の契約内容を変更することができる。

(契約の解除)

第16条 甲は、この契約の期間中であっても、1カ月前までに書面により乙に通告の上、契約を解除することができる。

2 甲および乙は、相手方がこの契約の債務を履行しない場合は相手方に催告を行った後、書面によってこの契約を解除することができる。

3 甲または乙のいずれかの責に帰する事由により契約が解除または解約されたときは、相手方に対し解約金を支払うものとし、その額については、甲乙協議して定めるものとする。

4 甲は、乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から甲との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の経営に実質的に関与している者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。
- (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 暴力団、暴力団員または前記(3)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(誓約書の提出)

第17条 乙は、滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の趣旨にのっとり、暴力団等に該当しないことを表明・確約するため、別紙2の「誓約書」を契約締結時に甲に提出するものとする。

(秘密保持)

第18条 乙は、その職務上知り得た甲の業務上の内容を利用し、または第三者に漏洩してはならない。

(管轄裁判所)

第19条 この契約について訴訟の必要が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義についての協議)

第20条 この契約に定めのない事項またはこの契約について疑義が生じた場合は、公立大学法人滋賀県立大学会計規則(公立大学法人滋賀県立大学規則第4号)その他の法令の定めるところにより、甲乙協議して定めるものとする。

(信義誠実等の義務)

第21条 甲および乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

本契約の証として本書2通を作り、当事者記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 滋賀県彦根市八坂町2500

公立大学法人滋賀県立大学 理事長 大田 啓一 

乙

別紙（第1条関連）

※公立大学法人滋賀県立大学公式ウェブサイト再構築・保守業務委託仕様書を添付

誓 約 書

（あて先）

公立大学法人滋賀県立大学理事長大田 啓一

私は、公立大学法人滋賀県立大学が滋賀県暴力団排除条例の趣旨にのっとり、大学の事務または事業から暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を排除していることを承知したうえで、下記の事項について誓約します。

なお、公立大学法人滋賀県立大学が必要と認める場合は、本誓約書を滋賀県警察本部に提供することに同意します。

記

- 1 私または自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （2）暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - （3）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - （4）暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - （5）暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - （6）上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

平成 年 月 日

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所 _____

〔法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名〕

（ふりがな）

氏 名 _____ 印

〔代表者の生年月日・性別〕

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日 性別（男・女）